

任意譲渡申出書

取扱注意

記入例

国立大学法人 京都工芸繊維大学長 殿

次のとおり発明等を行ったので、国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則第13条の規定により譲渡を申し出ます。

大項目		小項目	記入欄
1		1 届出日	2004/11/1
2	発明等	1 発明等の種類	発明
		2 発明等の名称	〇〇〇〇およびその製造方法
3	出願・登録	1 出願又は登録の有無	無
		2 出願又は登録済の場合の受理番号及び出願番号等	
4	(代表)発明者	1 (代表)発明者氏名	知財太郎
		2 所属部局	工芸科学研究科〇〇部門
		3 職名	教授
		4 内線/FAX/E-mail	内線 0000 / FAX 075-000-0000 / E-mail 0000@000.kit.ac.jp
		5 発明の寄与度	60%
5	共同発明者①	1 共同発明者①氏名	発明花子
		2 所属部局/外部機関名	〇〇研究科〇〇専攻
		3 職名	博士後期課程3年
		4 発明の寄与度	10%
	共同発明者②	5 共同発明者②氏名	工織次郎
		6 所属部局/外部機関名	株式会社〇〇〇〇〇 □□□事業部 開発部
		7 職名	主任研究員
		8 発明の寄与度	30%
	共同発明者③	9 共同発明者③氏名	なし
		10 所属部局/外部機関名	
		11 職名	
		12 発明の寄与度	
	共同発明者④	13 共同発明者④氏名	なし
		14 所属部局/外部機関名	
		15 職名	
		16 発明の寄与度	
	共同発明者⑤	17 共同発明者⑤氏名	なし
		18 所属部局/外部機関名	
		19 職名	
		20 発明の寄与度	

大項目		小項目	記入欄	
6	学外第三者との関係 (共同出願等)	1	学外第三者との関係	共同研究による成果(契約書有)
		2	共同出願の要否	要
		3	出願費用負担の形態	持分に応じて負担
		4	共同出願機関①の名称	株式会社〇〇〇〇〇
		5	担当者(所属・氏名・電話番号)	知的財産部〇〇〇グループ △山△男 000-000-0000
		6	共同出願機関①の持分 (取決めのある場合のみ)	50%
		7	共同出願機関②の名称	なし
		8	担当者(所属・氏名・電話番号)	
		9	共同出願機関②の持分 (取決めのある場合のみ)	
7		1	外国出願希望がある場合の希望国(複数可)	米国、中国、EU
8	公表	1	学外発表(予定)日	2005/3/20
		2	発表(予定)先	日本〇〇〇学会
		3	出願の緊急性	普通
		4	共同出願機関等の同意	済
		5	新規性喪失例外適用の有無	無
9		1	先行特許調査の状況 (未出願の場合)	特開0000-00000号公報、特開平0-00000号公報 日本〇〇学会誌 vol.000, No.0 pp.00-00
10		1	関連出願の出願番号	無
11		1	研究テーマ名	〇〇〇因子と△△△の相互作用機構
12	研究経費／契約	1	経費の種類	共同研究経費
		2	プロジェクト名	〇〇〇の利用に関する研究
		3	研究費の額(間接経費)	産学連携研究費 : 〇〇〇〇千円(〇〇千円)
		4	出資元	株式会社〇〇〇〇〇
		5	研究期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
		6	権利帰属に関する制約条件	特に無し
13		1	発明に使用した主たる研究施設・設備・装置	走査型電子顕微鏡、〇〇測定装置
14	実用化に関する情報	1	発明の進捗状況及び実用化に必要な期間	試作品段階
		2	実用化への課題・制限	〇〇面におけるデータ蓄積が不足
		3	発明の実施先見込み (企業名又は業種)	株式会社〇〇〇〇〇が独占実施(共同研究契約に基づく)
		4	実施予定時期	平成〇年〇月〇日から〇年間(共同研究契約に基づく)
		5	適用・応用可能分野	〇〇分野
		6	予想される製品	〇〇を含有した〇〇〇〇
		7	ベンチャーを設立して実施する予定	あり(〇〇年〇月設立予定)

大項目		小項目	記入欄
15	発明の自己評価	1	公知技術に対する優位性、革新性(大・中・小)、その理由 大(理由:従来技術の……という欠点を解決したため)
		2	回避・代替困難性(大・中・小)、その理由 大(理由:〇〇を用いずに……を図ることは困難)
		3	第三者の侵害発見の容易性(容易・可能・困難)、その理由 容易(理由:〇〇を使用した場合には、……となることが明瞭なため)
		4	経済的効果(大・中・小)、その理由 大(理由:本発明により、△△市場における〇〇のあり方に根本的な変化が期待されるため)
16		1	特記事項 特に無し
17	発明の説明	1	従来の技術・方法 従来、この種の装置としては……が用いられていた。これは……するもので……(以下、従来技術を簡潔に説明、図面を用いてもよい。)このような技術は、例えば特許文献1や特許文献2、または非特許文献1(論文等)に開示されている。特許文献1には、……が記載されている。また、特許文献2には、……が記載されている。 【特許文献1】特開0000-00000号公報(公開公報の番号) 【特許文献2】特開平0-00000号公報 【非特許文献1】(論文の掲載誌等)
		2	従来の技術・方法の欠点・問題点 上記の特許文献1の方法では、……という欠点がある。また、特許文献2に開示の方法によると、……という問題がある。また、非特許文献1に開示された方法は……であるが、……の問題を解決できていない。
		3	解決案 本発明は、……(解決された状態が分かるように記載)……を目的としている。本発明によれば、……ことを特徴とするxxxx装置が得られる。また、本発明の実施の形態としては……(以下、構成、動作、効果、データ等を記載。)ここで、……とは、……を意味し、……等が挙げられる。また、……は、……に応じて適宜選択することができる。また、本発明に用いる……としては、……に限らず、……であってもよい。(または)……であるならば、特に、限定されるものではない。本発明に係るxxxx装置は、……等の様々な分野に適用できる。また本発明によって製造されたxxxxは、……として広く用いることが出来る。
		4	発明の効果 本発明によれば、……を……したので……という効果が得られる。
18		1	その他・補足事項